

議 案 第 9 4 号

富士見市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市行政組織条例（令和2年条例第42号）の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和7年11月25日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

富士見市第6次基本構想第2期基本計画の推進を図るため、富士見市行政組織条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市行政組織条例の一部を改正する条例

富士見市行政組織条例（令和２年条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第２条の表総務部の項第７号中「広報及び」を削り、同表政策財務部の項第４号中「シティプロモーション」の次に「及び広報」を加える。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。